

大郷町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (22年度末)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) 21年度の人件費率
22年度	人 8,991	千円 3,899,653	千円 222,668	千円 806,929	% 20.7	% 21.6

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

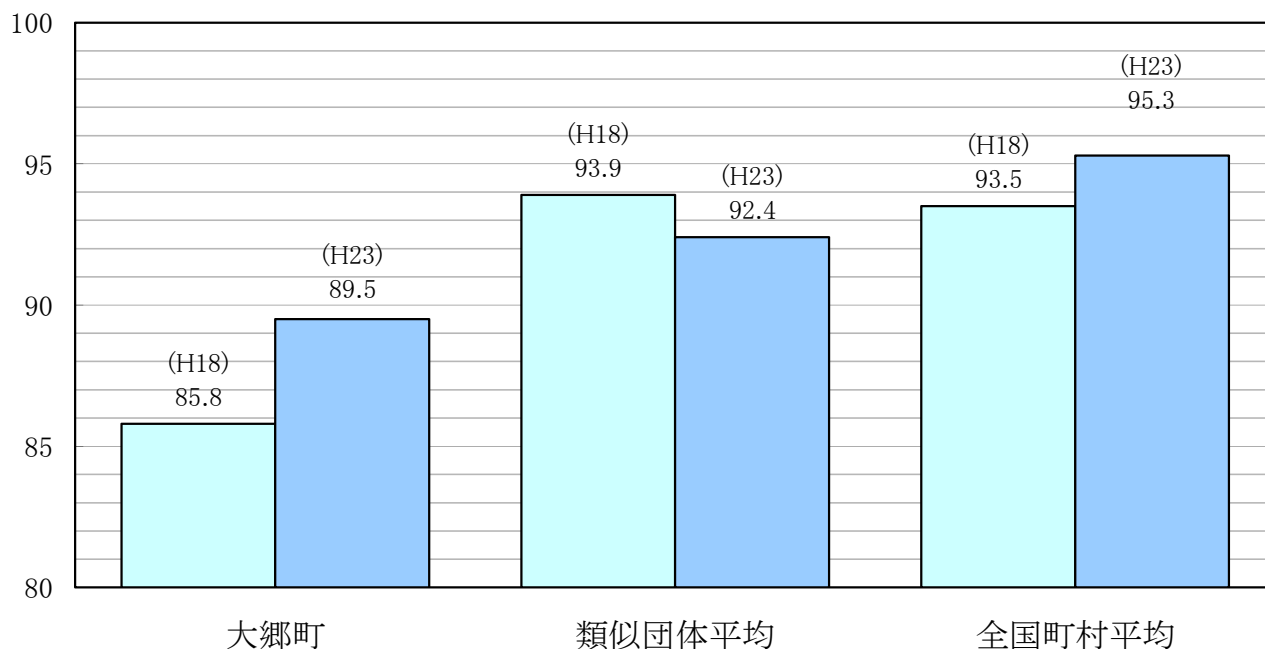
区 分	職員数 A	給 与 費				一 人 当 たり 給 与 費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職 員 手 当	期 末 ・ 勤 勉 手 当	計 B		
22年度	人 103	千円 339,054	千円 35,727	千円 121,502	千円 496,283	千円 4,818	千円 5,617

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、22年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

な し

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(5) 給与改定の状況

①月例給

区 分	人 事 委 員 会 の 勸 告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較 差 A-B	勸 告 (改定率)		
22年度	円 394,909	円 395,666	△ 757 円 △ 0.2 %	% △ 0.2	% △ 0.28	% △ 0.23

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレズ比較した平均給与月額である。

②特別給

区 分	人 事 委 員 会 の 勸 告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給割合 A	公務員の支給月数 B	較 差 A-B	勸 告 (改定月数)		
22年度	月 3.95	月 4.15	月 △ 0.20	月 3.95	月 3.95	月 3.95

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

2 一般行政職給料表の状況 (23年4月1日現在)

(単位 : 円)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1号給の 給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600				
最高号給の 給料月額	243,700	309,200	356,400	390,100	402,500	424,600				

(注) 給料月額は、給与抑制措置を行う前のものである。

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (23年4月1日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
大郷町	44.0 歳	311,500 円	345,585.0 円	330,699.0 円
宮城県	42.8 歳	343,900 円	440,176 円	379,850 円
国	42.3 歳	327,205 円	---	397,723 円
類似団体	43.3 歳	332,203 円	408,904 円	371,300 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
大郷町	49.4 歳	12 人	278,000 円	297,700 円	293,850 円	---	---	---	---
うち用務員	52.3 歳	7 人	282,900 円	293,815 円	290,529 円	用務員	53.8 歳	209,700 円	1.40
うち自動車運転手	39.5 歳	2 人	248,700 円	279,150 円	279,000 円	自動車運転手	54.7 歳	254,000 円	1.10
うち学校給食員	49.2 歳	3 人	286,200 円	300,234 円	293,867 円	学校給食員	39.9 歳	238,500 円	1.26
宮城県	50 歳	257 人	332,100 円	383,254 円	358,903 円	---	---	---	---
国	49.5 歳	3,689 人	283,862 円	---	321,662 円	---	---	---	---
類似団体	49 歳	36 人	294,128 円	330,133 円	312,202 円	---	---	---	---

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
大郷町	---	---	---
うち用務員	4,686,980 円	2,943,200 円	1.59
うち自動車運転手	4,511,000 円	3,329,500 円	1.35
うち学校給食員	4,764,008 円	3,127,700 円	1.52

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成20～22年の3ヶ年平均)

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、23年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況 (23年4月1日現在)

区 分	大 郷 町	宮 城 県	国
一般行政職	大 学 卒	172,200 円	178,800 円
	高 校 卒	140,100 円	144,500 円
技能労務職	高 校 卒	137,200 円	141,900 円
	中 学 卒	121,600 円	125,400 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (23年4月1日現在)

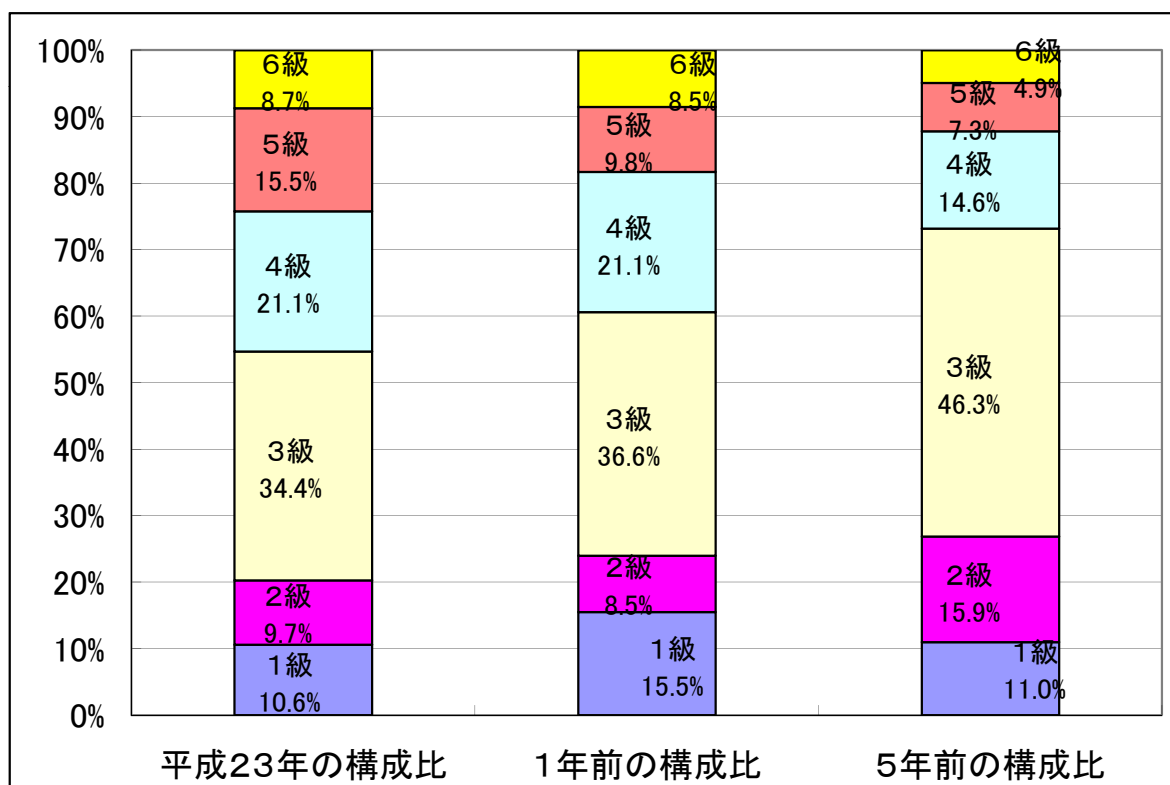
区 分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大 学 卒	241,750 円	300,800 円
	高 校 卒	217,400 円	240,500 円
技能労務職	高 校 卒	203,600 円	— 円

4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況 (23年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事又は技師の職務 (主事・技師)	12 人	16.8 %
2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務 (主事・技師)	7 人	9.7 %
3 級	課長補佐並びに係長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして町長が規則で定める職の職務 (主幹・係長・主査)	24 人	33.3 %
4 級	困難な業務を処理する課の課長補佐の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして町長が規則で定める職の職務 (課長補佐・副参事)	17 人	23.6 %
5 級	課長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして町長が規則で定める職の職務 (課長・参事)	7 人	9.7 %
6 級	会計管理者の職務、総務課長など重要な業務を所掌する課の長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして町長が規則で定める職の職務 (課長・会計管理者)	5 人	6.9 %

- (注) 1 大郷町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- (注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

1. 勤務成績の評定の実施状況

地方公務員法第40条に基づき、毎年6月1日及び12月1日を基準日として全職員に対して勤務成績の評定を実施。

(内容の詳細については、大郷町の勤務評定に関する要綱による)

2. 昇給への勤務成績の反映状況

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

大 郷 町	宮 城 県	国
1人当たり平均支給額(22年度) 1,843 千円	1人当たり平均支給額(22年度) 1,691 千円	---
(22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分	(22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分	(22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.6) 月分 (0.7) 月分
(加算措置の状況) ・ 役職加算 5%~15% 職制上の段階、職務の級等による加算措置	(加算措置の状況) ・ 役職加算 5%~20% ・ 管理職加算 15%~25% 職制上の段階、職務の級等による加算措置	(加算措置の状況) ・ 役職加算 5%~20% ・ 管理職加算 10%~25% 職制上の段階、職務の級等による加算措置

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】 勤勉手当への勤務実績の反映状況 (一般行政職)

1. 勤務成績の評定の実施状況 地方公務員法第40条に基づき、毎年6月1日及び12月1日を基準日として全職員に対して勤務成績の評定を実施。 (内容の詳細については、大郷町の勤務評定に関する要綱による)
2. 勤勉手当への勤務実績の反映状況 A~Eの5段階評価により、得点化して総合評価する。総合評価Cを0%とし、±30%以内で支給率を調整する。 (A→+30%、B→+15%、C→+0%、D→△15%、E→△30%) なお、平成22年度においては成績率に差を設けず、一律の支給(70/100)を行った。

(2) 退職手当 (23年4月1日現在)

大 郷 町	国
(支給率) 自己都合 勸奨・定年	(支給率) 自己都合 勸奨・定年
勤続20年 23.50 月分 30.55 月分	勤続20年 23.50 月分 30.55 月分
勤続25年 33.50 月分 41.34 月分	勤続25年 33.50 月分 41.34 月分
勤続35年 47.50 月分 59.28 月分	勤続35年 47.50 月分 59.28 月分
最高限度額 59.28 月分 59.28 月分	最高限度額 59.28 月分 59.28 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)
(退職時特別昇給 無)	
1人当たり平均支給額 25,705 千円	千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、22年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当 (23年4月1日現在)

支給実績(22年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たりの平均支給年額(22年度決算)		0 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員	国の制度(支給率)
宮城県仙台市	6 %	0 人	6 %
宮城県名取市・多賀城市・利府町・富谷町	3 %	0 人	3 %
東京都特別区	16 %	0 人	16 %

(4) 特殊勤務手当 な し

(5) 時間外勤務手当

支給実績（22年度決算）	9,629 千円
職員1人当たり平均支給年額（22年度決算）	111 千円
支給実績（21年度決算）	13,920 千円
職員1人当たり平均支給年額（21年度決算）	199 千円

(6) その他の手当（23年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支 給 実 績 (22年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (22年度決算)
扶 養 手 当	1. 配偶者 13,000円 2. 配偶者以外の扶養親族 6,500円 (配偶者がいない場合にあつては、そのうち1人につき 11,000円) ※ 扶養親族である子のうち、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日後最初の3月31日までの間にある子は、1人につき5,000円加算	同 じ	---	13,043 千円	255,745 円
住 居 手 当	借家・借間に居住している職員 ア月額23,000円以下の家賃を支払っている場合 手当額=家賃-12,000円 イ月額23,000円を超える家賃を支払っている場合 手当額(限度額27,000円) =11,000円+(家賃-23,000円)÷2	同 じ	---	4,143 千円	295,929 円
通 勤 手 当	1.交通機関利用者 1ヶ月に要する運賃等の相当額 (限度額 55,000円) 2.自動車等の利用者(片道2km以上) 使用距離(片道)により、2,000円～24,500円 3.交通機関と自動車等の併用者 運賃等の相当額+交通用具の使用額(限度額 55,000円)	同 じ	---	4,294 千円	60,479 円
管理職手当	管理・監督の地位にある職員の属する職務の級に応じて支給する 6級 41,500円・5級 39,600円	同 じ	---	5,325 千円	532,500 円
	国民の祝日及び年末年始において、正規				

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (22年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (22年度決算)
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い転居し、配偶者と別居し、単身で生活することを常況とする場合支給する 月額23,000円＋加算額	同 じ	---	--- 千円	--- 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられ勤務した職員に支給する	同 じ	---	--- 千円	--- 円
災害派遣手当	災害応急対策又は災害復旧のため国又は他の地方公共団体から派遣された職員が住所を離れて町の区域に滞在する場合	同 じ	---	--- 千円	--- 円
宿日直手当	正規の勤務時間以外の時間及び休日等に本来の勤務に従事しないで宿日直勤務をした職員に支給する	同 じ	---	--- 千円	--- 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当を支給されている職員が、臨時又は緊急その他公務運営の必要により、土日や休日に勤務したとき支給する	同 じ	---	--- 千円	--- 円

6 特別職の報酬等の状況（23年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
料 給	町 長	585,600 円 (732,000 円)	(参考) 類似団体における最高 / 最低額 850,000 円 / 306,400 円
	議 長	294,000 円 (円)	370,000 円 / 205,000 円
	副 議 長 議 員	241,000 円 (円) 226,000 円 (円)	320,000 円 / 164,900 円 300,000 円 / 145,500 円
期 末 手 当	町 長	(22年度支給割合) 2.95 月分	
	議 長 副 議 長 議 員	(22年度支給割合) 2.95 月分	
退 職 手 当	市 区 町 村 長	(算定方法) 732千円×在職月数(48)×0.44	(1期の手当額) 15,459,840 (支給時期) 任 期 毎
	備 考		

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当

の月額額である。

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

年 度 部門別	18年	19年	20年	21年	22年	23年	過去5年間 の増減数(率)
一般行政	71	69	67	66	63	64	-7 (-9.8%)
教育	40	37	35	32	30	31	-9 (-22.5%)
普通会計計	111	106	102	98	93	95	-16 (-14.4%)
公営企業会計等計	12	12	13	12	12	10	-2 (-16.7%)
総合計	123	118	115	110	105	105	-18 (-14.6%)

- 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
- 合併した団体にあっては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

8 職員数の状況

(1) 上水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費率 B/A	(参考) 21年度の総費用に占める 職員給与費率
	千円	千円	千円	%	%
22年度	222,371	△ 9,003	11,079	5.0	7.3

区 分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)水道事業平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
22年度	人 2	千円 6,345	千円 470	千円 2,060	千円 8,875	千円 4,337	千円 6,443

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、23年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

な し

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (23年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
上水道事業	38歳	282,662円	390,267円
団体平均	46歳	362,100円	535,892円
事業者	---歳		---円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

上水道事業		大郷町(一般行政職)	
1人当たり平均支給額(22年度) 1,030 千円		1人当たり平均支給額(22年度) 1,843 千円	
(22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分	勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分	(22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分	勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分
(加算措置の状況) 職制上の昇降・職務の級管による加算措置		(加算措置の状況) 職制上の昇降・職務の級管による加算措置	

イ 退職手当 (23年4月1日現在)

上水道事業			大郷町 (一般行政職)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
(退職時特別昇給)	無	()	(退職時特別昇給)	無	()
1人当たり平均支給額	--- 千円	--- 千円	1人当たり平均支給額	25,705 千円	0 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、22年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

(23年4月1日現在)

支給実績(22年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たりの平均支給年額(22年度決算)		0 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員	国の制度(支給率)
宮城県仙台市	6 %	0 人	6 %
宮城県名取市・多賀城市・利府町・富谷町	3 %	0 人	3 %
東京都特別区	16 %	0 人	16 %

エ 特殊勤務手当 な し

オ 時間外勤務手当

支給実績 (22年度決算)	39 千円
職員1人当たり平均支給年額 (22年度決算)	20 千円
支給実績 (21年度決算)	85 千円
職員1人当たり平均支給年額 (21年度決算)	42 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当 (23年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(22年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)
扶養手当	1. 配偶者 13,000円 2. 配偶者以外の扶養親族 6,500円 (配偶者がない場合にあつては、そのうち1人につき 11,000円) ※ 扶養親族である子のうち、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日後最初の3月31日までの間にある子は、1人につき5,000円加算	同 じ	---	276 千円	138,000 円
住居手当	借家・借間に居住している職員 ア月額23,000円以下の家賃を支払っている場合 手当額=家賃-12,000円 イ月額23,000円を超える家賃を支払っている場合 手当額(限度額27,000円)	同 じ	---	--- 千円	--- 円

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (22年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (22年度決算)
通勤手当	1.交通機関利用者 1ヶ月に要する運賃等の相当額 (限度額 55,000円) 2.自動車等の利用者(片道2km以上) 使用距離(片道)により、2,000円～ 24,500円 3.交通機関と自動車等の併用者 運賃等の相当額＋交通用具の使用 額(限度額 55,000円)	同 じ	---	49 千円	24,600 円
管理職手当	管理・監督の地位にある職員の属する 職務の級に応じて支給する 6級 41,500円・5級 39,600円	同 じ	---	--- 千円	--- 円
休日勤務手当	国民の祝日及び年末年始において、正規 の勤務を割り振られたとき支給する	同 じ	---	--- 千円	--- 円
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い転居し、配 偶者と別居し、単身で生活することを常況 とする場合支給する 月額23,000円＋加算額	同 じ	---	--- 千円	--- 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日 の午前5時までの間に勤務することを命ぜ られ勤務した職員に支給する	同 じ	---	--- 千円	--- 円
災害派遣手当	災害応急対策又は災害復旧のため国又は 他の地方公共団体から派遣された職員が 住所を離れて町の区域に滞在する場合	同 じ	---	--- 千円	--- 円
宿日直手当	正規の勤務時間以外の時間及び休日等に 本来の勤務に従事しないで宿日直勤務を した職員に支給する	同 じ	---	--- 千円	--- 円
管理職員 特別勤務手当	管理職手当を支給されている職員が、臨時 又は緊急その他公務運営の必要により、土 日や休日に勤務したとき支給する	同 じ	---	--- 千円	--- 円
初任給調整手当	専門的知識を必要とし、かつ、採用による 欠員の補充が困難な職(医師等)に採用さ れた職員に支給する	同 じ	---	--- 千円	--- 円